

地域材での家づくりを推進します！

令和5年度津山市地域材で家づくり支援補助金

津山市では、地域材の積極的な使用を推進することにより、津山市内の林業の振興と地域経済の活性化を図るため、地域材を使用して住宅を新築する事業者に補助金を交付します。

●補助対象者及び対象住宅の主な要件

〈対象住宅〉

- ① 市内に新築される一戸建ての木造住宅
- ② 台所、便所、浴室があり独立した生活を営むことができる住宅
- ③ 主要構造部材（土台、大引、根太、柱、間柱、筋交、梁、桁、束、母屋、棟木、垂木など建物の構造躯体を構成する木材）に地域材※を10㎡以上使用する住宅
※地域材とは、「岡山県製材業者登録簿」に登録されている製材業者が製材した国産材製材品のうち、25%以下の含水率に至るまで乾燥させた製材品
※地域材を使用した注入材も、使用材積に含めることができる。
※居住を目的としない部分（店舗等）に使用する木材は材積に含めない。
- ④ 延床面積が80㎡以上の住宅
- ⑤ 建築基準法に基づく確認済証の交付日又は建築工事届の受理日が、令和4年4月1日以降（補助金申請年度の前年度以降）の住宅
- ⑥ 主要構造部材の施工が完了し、令和6年3月29日（金）までに主要構造部材の現地確認が可能な住宅
- ⑦ 使用する地域材に係る乾燥業者、製材業者、納材業者が、岡山県木材業者登録簿等に登録されている法人又は個人事業者であること

〈補助対象者〉

- ① 施主又は市内に本社、支店、営業所等の活動拠点を置く住宅を供給する施工業者（大工・工務店等）
- ② 市税等の滞納がないこと（法人の場合は代表者個人についても滞納がないこと）
等

●補助金の額

使用する地域材に係る乾燥業者、製材業者及び納材業者が、岡山県木材業者登録簿等に登録されている法人又は個人事業者の場合	500,000円
上記の条件に加え、使用する地域材を、市内に事業所を有する法人又は個人事業者で乾燥、製材及び納材した場合	800,000円

補助金交付申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えて棟上げ20日前までに申込みください。

●受付期間 令和5年4月3日（月）から 予算の範囲内で先着順

●申請・問い合わせ先 津山市山北520番地 津山市役所本庁舎
津山市農林部 森林課 TEL（0868）32-2078

申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

その他の補助金について

条件によって以下の補助金の交付対象となる場合がありますので、あらかじめ家づくり支援補助金の申込み時にお知らせください。

1. 津山市三世帯世帯居住促進補助金
2. 津山市木づかい定住促進対策補助金 ※1、2の併用はできません。

◆1. 津山市三世帯世帯居住促進補助金

三世帯世帯で居住するために新築又はリフォームした人に対し、上乗せで補助金を交付します。

●補助対象者（下記の要件をすべて満たす人）

- ① 三世帯以上で居住するために新築・リフォームする人
- ② 家づくり支援補助金または住宅リフォーム等支援補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた住宅に居住する人
- ③ 工事完了後の住宅に入居後、三世帯世帯で定住する意思がある人
- ④ 世帯員のうち成年であるものに全員に、市税等の滞納がないこと
- ⑤ 「津山市木づかい定住促進対策補助金」の交付申請をしていない人
等

●補助金の額

1戸当たり	家づくり補助金の対象住宅	30万円
	リフォーム等補助金の対象住宅	上限10万円

※補助金の総額が総事業費を超えない範囲で交付

●申請方法

「津山市三世帯世帯居住促進補助金交付申請書」に必要書類を添付し、森林課へお申込みください。

※世帯全員の住民票を工事完了後の住宅の住所に移してから申請してください。

◆2. 津山市木づかい定住促進対策補助金

市外から市内に定住目的で新築又はリフォームした人に対し、補助金を交付します。

●補助対象者（下記の要件をすべて満たす人）

- ① 家づくり支援補助金又は住宅リフォーム等支援補助金の交付申請日からさかのぼって90日以内のいずれかの時点で、市外に住民票が継続して1年以上ある人
- ② 家づくり支援補助金又は住宅リフォーム等支援補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた住宅に居住する人
- ③ 工事完了後の住宅に入居後、市内に定住する意思がある人
- ④ 「三世帯世帯居住促進補助金」の交付申請をしていない人
等

●補助金の額

1戸当たり 新築：50万円 リフォーム：上限15万円

※補助金の総額が総事業費を超えない範囲で交付

●申請方法

「津山市木づかい定住促進対策補助金交付申請書」に必要書類を添付し、森林課へ申込みください。

※住民票を工事完了後の住宅の住所に移してから申請してください。

●三世帯世帯居住促進補助金、木づかい定住促進対策補助金 受付期間

令和5年4月3日（月）から 予算の範囲内で先着順

※年度内に転居が困難な場合は翌年度までは申請できますので、ご相談ください。

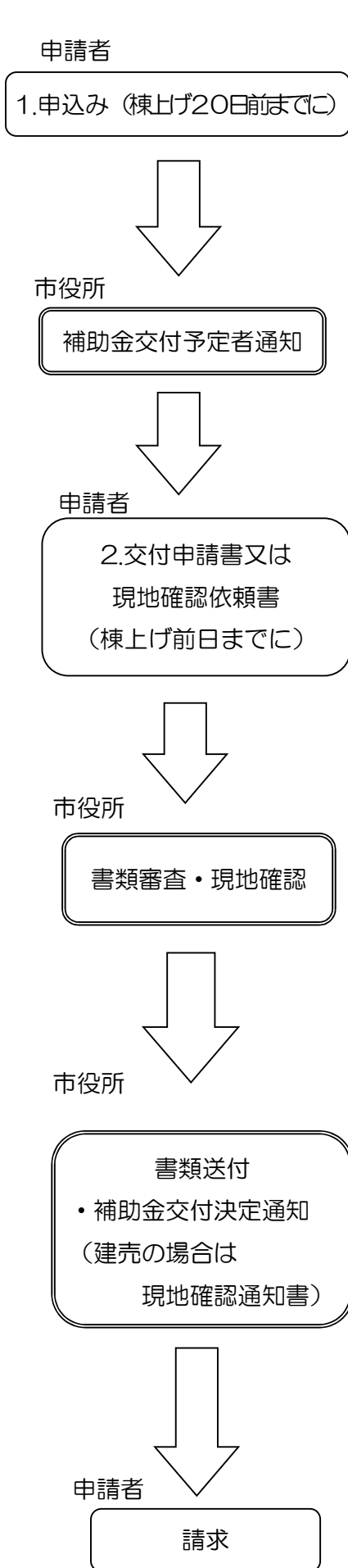
●申請・問い合わせ先

津山市山北520番地 津山市役所本庁舎

津山市農林部 森林課 TEL（0868）32-2078

申請様式は、津山市ホームページからもダウンロードできます。

◆津山市地域材で家づくり支援補助金手続きの流れ◆



その他の補助金を希望の場合は、
申込み時にお知らせください

- ・三世代居住補助金
- ・木づかい定住補助金

1. 交付申込時の提出書類

- ①申込書 (様式第1号)
- ②確約書 (様式第2号)
- ③確認済証又は建築工事届 (写し)
- ④工事請負契約書の写し (収入印紙が貼付されていること)
- ⑤住宅平面図
- ⑥位置図 (住宅地図)
- ⑦申請者の市税等完納証明書 (原本。申込みから3か月以内に発行されたもの。)
- ⑧暴力団排除条例に係る誓約書 (様式第3号)

【建売住宅の場合】

- ①、②、③、⑤、⑥、⑦、⑧を提出

※ 補助金交付予定通知を受けたのち、申込みを辞退する場合は
辞退届 (様式第5号) を提出してください。

2. 交付申請書 (又は現地確認依頼書) 時の提出書類

- ①交付申請書 (様式第7号)
(建売住宅の場合、現地確認依頼書 (様式第8号))
- ②地域産乾燥材使用証明書 (様式第9号)
- ③地域産乾燥材納材証明書 (様式第10号)
- ④地域産乾燥材納材内訳書 (参考様式)
- ⑤地域産乾燥材の確認写真 (正面・側面の2方向から全体が写る
ように撮影したもの)。県産材サポーターを置き、棟上げ後に
申請する場合は棟上げしたことがわかる写真も。
- ⑥施主の現住所の住民票の写し (原本。申込みから3か月以内に
発行されたもの)
- ⑦補助金交付申請承諾書 (様式第11号)

【建売住宅の場合】

前記の⑦・⑧は省略

【建売住宅で購入者が決定した場合】

- 交付申請書 (様式第7号の2)
- 売買契約書の写し (収入印紙が貼付されていること)
- 現地確認通知書 (様式第12号) の写し
- 購入者の現住所の住民票の写し (原本。申込みから3か月以内
に発行されたもの)
- 補助金交付申請承諾書 (様式第11号)

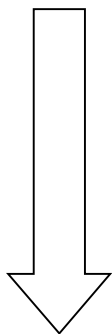
提出後、補助金をご指定の
口座に振り込みます。

◆三世代世帯居住促進補助金・木づかい定住促進対策補助金手続きの流れ◆

※住民票を工事完了後の住宅の住所に移してから申請してください。

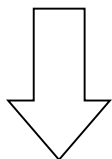
申請者

三世代居住補助金交付申請
又は
木づかい定住補助金交付申請



市役所

書類の審査・
補助金交付決定通知



申請者

請求

◎提出書類

【三世代世帯居住促進補助金を申請の場合】

- ①三世代居住補助金交付申請書（様式第1号）
- ②定住誓約書（様式第2号）
- ③世帯全員の住民票の写し（原本。続柄の記載されたもの。
申込みから3か月以内に発行されたもの）
※住民票で親子関係が確認できない場合、
戸籍謄本等が必要です。
- ④成年である世帯員全員の市税等完納証明書（原本。申込み
から3か月以内に発行されたもの。高校・高専3年生であ
れば学生証の写しも可）
- ⑤津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

【木づかい定住促進対策補助金を申請の場合】

- ①木づかい定住促進対策補助金交付申請書（様式第1号）
- ②定住誓約書（様式第2号）
- ③申請者の住民票の写し（原本。申込みから3か月以内に発
行されたもの）
- ④戸籍の附票（既提出資料で1年間市外に居住したことが確
認できない場合）
- ⑤申請者の市税等完納証明書（原本。申込みから3か月以内
に発行されたもの）
- ⑥津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式第3号）

◎市役所から書類送付

- ・補助金交付決定通知書
- ・請求書

請求書提出後、補助金をご指定の口座に振り込みます。